

健生食輸発1224第1号
令和7年12月24日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(オーストラリア産マンゴーのプロピコナゾール)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年12月19日付け健生食輸発1219第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、オーストラリア産マンゴーのモニタリング検査において残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

記

1. 別表第2への追加

- オーストラリア産マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)のプロピコナゾール

2. 別表第3への追加

- オーストラリア産マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)のプロピコナゾール(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「PERFECTION FRESH AUSTRALIA PTY LTD」であるものに限る。)